

平成23年度職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員労働組合連合協議会(県労連)

構成団体

神奈川県教職員組合

神奈川県職員労働組合

神奈川県高等学校教職員組合

自治労神奈川県公営企業労働組合

自治労神奈川県職員労働組合

2 交渉回数

平成23年10月24日から11月15日まで 15回

3 県の提案及び県労連の主張と合意内容

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民較差(月例給:0.11%・439円)を是正するため、行政職給料表(1)6級(本庁GL級)相当以上の職にある55歳を超える職員の給料及び管理職手当に一定の調整率を乗じて得た額を減額したい。 ・ 実施時期は平成24年1月1日としたい。 	公民較差の解消は受け止めるが、働き方を変えることなく、年齢を基準にした給与の引き下げは容認できない。	公民較差を是正するため行(1)6級(本庁GL等)相当職以上の給料及び管理職手当に調整率(6級:0.35%・7級(本庁課長級)以上:0.55%)を乗じて得た額を減額する。 (平成24年1月1日実施)
月例給の引下げ改定に伴う所要の調整措置	平成23年度の公民給与を年間で均衡させるための減額調整を平成24年1月支給の給料で実施したい。	公民較差の解消は受け止める。	平成23年度の公民給与を年間で均衡させるための減額調整(▲0.41%)を平成24年1月支給の給料で実施する。
東日本大震災に係る特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は東日本大震災対応のための業務に従事した場合、特殊勤務手当を支給。 ・ 本県の危機的な財政状況の下では、国の取扱いに準じた措置は難しい。 	東京電力福島第一原子力発電所周辺区域をはじめとする被災地での支援活動は危険で困難な業務であり、その実績がある以上、県の財政状況を理由に特殊勤務手当を措置しないのは適当でない。	東日本大震災対応のための業務に従事視した場合、本県の手当額を前提に、国に準じた手法により算出した額の特殊勤務手当(災害応急作業等手当及び警察業務手当)を支給する。 (平成23年3月11日適用)

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与構造改革関係			
給与構造改革に伴う経過措置額（現給保障）	人事委員会の廃止勧告を踏まえて、定年延長を見据え、高齢層職員の給与水準を是正するため、経過措置額を廃止したい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現給保障は労使合意事項である。 ・ 人事委員会報告は、人事院勧告の内容に留意し、本県の実情を考慮と言及している。 ・ 本県の現給保障者の占める割合と額の大きさを考えると容認できない。 	給与構造改革に伴う経過措置額の廃止については、人事委員会勧告と、これまでの交渉経過を踏まえながら、今後の給与のあり方や実施時期について引き続き話し合う。
休暇その他働きやすい環境の整備			
生理休暇	現行の継続した2日の範囲内で認めれば足りる。	個人差もあり、断続的に取得可能とすることは、母性保護の観点から必要な措置である。	通算2日の範囲内で取得可能とする。 （平成24年1月1日実施）
パワーハラスメント対策	既に相談窓口の設置や管理職の研修等を実施している。	パワハラを自覚していない上司に認識させるには指針が必要。	防止指針の策定に向けて話し合う。
再任用職員・臨時的任用職員・非常勤職員の勤務条件			
療養休暇の有給化	任用期間に定めがあること、短時間勤務職員がいることを考慮すると、公務上又は通勤による傷病以外の場合にまで休暇を有給化することには、一定の制約がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が定年退職後、その知識・経験を生かすために職務に従事しているにもかかわらず、退職前と異なり、無給で療養という状況を改善する必要がある。 ・ 臨時的任用職員、非常勤職員は限られた年次休暇の中での療養に不安。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再任用職員が傷病のため療養を要すると認められる場合の休暇を有給化する。 ・ 再任用短時間勤務職員は勤務時間数及び任用期間に応じ有給又は無給とする。 ・ 臨時的任用職員の継続勤務期間等が6月で取得できる年次休暇日数（現行7日）を1日加算する。 （平成24年4月1日実施）
非常勤職員の特別休暇	災害その他緊急時における県職員の役割が問われる中で、勤務時間が短い職員については、課題として認識している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国では災害発生時等において退勤途上の危険を回避するための特別休暇を措置済み。 ・ 年次休暇が少ない非常勤職員への配慮が必要。 	非常勤職員が災害発生時等において退勤途上の危険を回避するための特別休暇を付与する。 （平成24年1月1日実施）

